
午後 2時00分開会

○**議会事務局長（市川英治）** 議会に先立ちまして、ご報告を申し上げます。

現在、正副議長がともに不在でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。

ご出席議員中、小松洋一郎議員が年長の議員でございますので、ご紹介申し上げます。

小松議員、議長席へお願いをいたします。

○**臨時議長（小松洋一郎）** ただいまご紹介をいただきました小松洋一郎でございます。

地方自治法第107条の規定により、臨時議長の職務を行います。よろしく願い申し上げます。

開会に先立ち、ご報告を申し上げます。塩尻市の中村努議員から本日の会議を欠席する旨の届け出がありましたので、ご承知願います。

これより令和元年松本広域連合議会第1回臨時会を開会いたします。

現在までの出席議員数は23名でありますので、定足数を超過しております。

よって、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元にご配付申し上げてあります議事日程によって進めてまいります。

日程第1 仮議席の指定

○**臨時議長（小松洋一郎）** 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、臨時議長において、ただいまご着席の議席を指定いたします。

日程第2 議長の選挙

○**臨時議長（小松洋一郎）** 日程第2、これより議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長(小松洋一郎) ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、臨時議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長(小松洋一郎) ご異議なしと認めます。

よって、臨時議長において指名することに決しました。

松本広域連合議会議長に、村上幸雄議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました村上幸雄議員を松本広域連合議会議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長(小松洋一郎) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました村上幸雄議員が議長に当選されました。

議長に当選されました村上幸雄議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

議長に当選されました村上幸雄議員から挨拶があります。

村上議員。

○議長(村上幸雄) 議長就任に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

ただいま松本広域連合議会第14代議長にご推挙いただきまして、身に余る光栄に存じますとともに、その責任の重大さを痛感しているところでございます。全力でこの職責を全うする所存でございますので、どうぞよろしく願いをいたします。

さて、本年5月1日から元号が令和となり、また松本広域連合は発足から21年目を迎え、新しい時代の幕開けとなったわけではありますが、関係市村を取り巻く状況は、少子高齢型人口減少社会の進展により、依然として厳しい状況下のもとにあります。一方で、圏域住民のニーズは、市村の枠を超えて多様化、高度化、複雑化しており、これまで以上に地域が連携

し、より専門的で効率的な事業の遂行が求められております。二元代表制の一翼を担う広域
連合議会といたしましては、関係8市村、43万住民の負託に応えるためにも、議会としての
役割を確実に果たしてまいりたいと思います。また、議員の皆様方、連合長を初めとする理
事者の皆様方には、これまで以上のご指導、ご協力を賜りますよう心からお願いを申し上げ
まして、ご挨拶とさせていただきます。

○臨時議長（小松洋一郎） これをもって私の職務は終わりました。

皆様のご協力をいただきまして無事職務を終了することができました。議長と交代いた
します。ありがとうございました。

（臨時議長退席、議長、議長席に着く）

○議長（村上幸雄） ただいまより議長としての職務を遂行いたします。よろしくお願いいたします
します。

最初に、ご報告申し上げます。

松本市議会、塩尻市議会、朝日村議会及び生坂村議会での選挙において、新たに16名の議
員が松本広域連合議会議員になりました。今後ともよろしくお願い申し上げます。

本臨時会には、広域連合長より議案が10件提出されております。あらかじめ皆様のお手
元にご配付申し上げてあるとおりであります。

日程第3 副議長の選挙

○議長（村上幸雄） 日程第3、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法に
よりたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上幸雄） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上幸雄) ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

松本広域連合議会副議長に、小松洋一郎議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました小松洋一郎議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上幸雄) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました小松洋一郎議員が副議長に当選されました。

ただいま当選されました小松洋一郎議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

副議長に当選されました小松洋一郎議員から挨拶があります。

小松洋一郎議員。

○副議長(小松洋一郎) 副議長就任に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

ただいま松本広域連合議会第14代副議長にご推挙いただきまして、この上もなく光栄に存じ、また責任の重さを痛感しているところでございます。

新たなスタート地点に立ち、改めて住民のニーズを適切に反映すべく、松本広域連合議会としても関係8市村、43万圏域住民のため、二元代表制のもと、議会の機能を十分発揮できるよう村上議長を補佐し、一生懸命議会運営に努めてまいり所存でございます。

議員の皆様方、連合長を初めとする理事者の皆様方のさらなるご指導、ご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

日程第4 議席の指定

○議長（村上幸雄） 日程第4、議席の指定を行います。

議席につきましては、会議規則第4条第1項の規定により、議長において現在ご着席の席を指定いたします。

なお、本日欠席されている中村努議員の議席は、23番を指定いたします。

日程第5 会議録署名議員の指名

○議長（村上幸雄） 日程第5、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第129条の規定により、議長において1番、藤原陽子議員、2番、平間正治議員、3番、横内祐治議員を指名いたします。

日程第6 会期の決定

○議長（村上幸雄） 日程第6、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上幸雄） ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第7 常任委員の選任

○議長（村上幸雄） 日程第7、常任委員の選任を行います。

松本広域連合議会委員会条例第8条第1項の規定により、議長においてお手元の常任委員名簿に記載のとおり指名いたします。

日程第 8 議会運営委員の選任

○議長（村上幸雄） 日程第 8、議会運営委員の選任を行います。

松本広域連合議会委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、議長においてお手元の議会運営委員名簿に記載のとおり指名いたします。

なお、議会運営委員会の委員長及び副委員長が決定されておりますので、ご報告申し上げます。

委員長に芝山稔議員、副委員長に一志信一郎議員。

以上のとおりであります。

日程第 9 議案第 1 号から第 6 号まで並びに報第 1 号及び第 2 号

○議長（村上幸雄） 日程第 9、議案第 1 号から第 6 号まで並びに報第 1 号及び第 2 号の以上 8 件を一括上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

菅谷広域連合長。

○広域連合長（菅谷 昭） 本日ここに、令和元年松本広域連合議会第 1 回臨時会をお願いいたしましたところ、議員の皆様方にはおそろいでご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

初めに、正副議長のご就任に当たりまして、一言お祝いを申し上げたいと存じます。

ただいま全会一致でご推薦を受けられ、ここに松本広域連合議会第 14 代議長として村上幸雄議員が、そして第 14 代副議長として小松洋一郎議員がそれぞれ選出されましたことに対し、心からお祝いを申し上げます。

村上議長におかれましては、松本市議会において経済地域委員会委員長などの要職を歴任され、この 5 月には松本市議会第 49 代議長に就任され、その卓越した政治手腕は高く評価されているところでございます。

また、小松副議長におかれましては、平成 29 年 11 月から当広域連合監査委員を務められ、また安曇野市議会第 6 代議長としてご活躍されるなど、その高い見識と指導力に大きな期待が寄せられているところでございます。

議長、副議長におかれましては、これまで培われたご経験をもとに、松本広域連合議会の運営を初め、松本地域の発展のため、より一層のご活躍をご期待申し上げます。

また、2市2村の議会において松本広域連合議会議員の選挙などが行われ、16名の皆様のご就任されました。皆様におかれましても、松本地域のさらなる発展のため、お力添えをいただきますようお願い申し上げます。

次に、2月定例会以降、朝日村村長選挙が行われ、小林弘幸村長が初当選の栄誉を果たされました。松本広域連合を代表いたしまして、心からお祝いを申し上げます次第でございます。

また、4月12日に開催された東筑摩郡村長会において、生坂村、藤澤泰彦村長が東筑摩郡村長会会長に就任され、松本広域連合の代表副広域連合長の職につかれておりますので、あわせてご報告申し上げます。

次に、4月27日に発生した消防職員の不祥事についてご報告申し上げます。

この事案は、消防職員が休暇中に友人などと飲酒の後、早朝1人で松本駅のステーションビルMIDORI松本店に不法侵入し、設備を破損させるなどして業務を妨害したものであり、目下関係機関により詳細な捜査が行われており、その実態解明に時間を要しております。

私は、常日ごろ、消防職員に対しまして厳正に服務規律を遵守し、高い倫理観を持って職務に当たるよう、消防局長を通じ指示していたところでありますが、このような事態を起こし、まことに遺憾に存じます。

私からは、組織を挙げて信頼回復に努めるよう消防局長に指示したところであり、消防局においては全職員を対象とするコンプライアンス研修を実施するとともに、ふだんの生活態度も含め指導を行うなど、再発防止に取り組んでいるところであります。

なお、職員の処分等につきましては、今後の警察の捜査並びに検察の処分結果などを踏まえ、厳正に対処してまいります。

それでは、今議会は令和元年の初議会でありますので、この際、所信の一端を申し上げたいと存じます。

本年は、5月1日、元号が令和に改められ、本年は記念すべき令和元年となりました。松本広域連合にとりまして、発足21年目、松本地域の新時代を展望する意義深い年となります。

皆様ご承知のとおり、令和は人々が美しく心を寄せ合う中で文化は花開くという意味から命名されたものと伺っております。8市村が互いに心を寄せ合い、圏域住民が明日への希望を咲かせるまさしくそのような地域をこの令和の時代に実現してまいりたいと願うところであります。

次に、危機管理の観点から若干申し上げたいと存じます。

ご承知のとおり、4月15日、フランス パリの世界遺産ノートルダム大聖堂において大規模な火災が発生し、その建物や多くの文化遺産に大きな被害を与えるという衝撃的なニュースが伝わりました。すぐさま多くの篤志家が多額の寄附を申し出るなど、歴史的に重要な文化財の修復、復元という大きな課題について、世界的な話題になりました。

一方、松本地域でも木造建築を初めとする多くの文化財が郷土の宝として大切に守られております。ご案内のとおり、5月17日には国の文化審議会から旧開智学校校舎を国宝指定することを文部科学大臣に答申するという大変ありがたく喜ばしい発表がございました。

パリと松本、これらの文化財は、その歴史や文化背景こそ異なるものでありますが、改めて文化財の保存の重要さや難しさを実感しております。十分な消火設備などない時代から、火災を防ぎ、幾多の災害から文化財を守り抜いてきた先人たちの努力に敬意を表するとともに、長い歴史の中で戦火や災害などに遭遇しなかった幸運にも感謝するところでございます。

圏域内の文化財につきましても、広域消防として危機管理、防災の立場からしっかり支援してまいり所存であります。

次に、松本広域連合広域計画などについて申し上げます。

2月定例会で承認をいただきましたこの広域計画は、当広域連合が処理する事務について目標や方針を示すもので、計画期間は令和元年度から5年間となっております。特に、今計画より広域観光事業を共同処理事務の1つとして明確に位置づけたことから、厳しい財政事情はあるものの、8市村が協力し、地方創生につながるようさらなる工夫を重ねてまいります。

折しもこの4月25日から6月16日まで、ご案内のとおり、長野県松本平広域公園や国営アルプスあづみの公園などで開催された第36回全国都市緑化信州フェアでは、当初目標を上回る約70万人余の来場者が訪れ、盛況のうちに幕を閉じました。この期間中、広域連合におきましても、関係団体と連携した「松本エリア周遊スマホd eスタンプラリー」の企画を初め、地域の物産をアピールするブースの開設などとあわせ、旅行者の回遊性の向上や滞在期間の延長を目的とした事業を展開したところでございます。

今後も、松本地域で観光振興の効果が享受されるよう、観光情報を発信し、広域的な取り組みによる相乗効果や経済効果が発揮される事業を推進してまいります。

それでは、ただいま上程されました条例改正2件、財産の取得4件、専決処分の報告2件、計8件の提出議案につきまして、一括してご説明申し上げます。

初めに、議案第1号の松本広域連联手数料条例の一部を改正する条例につきましては、消費税率の引き上げに伴い、所要の改正をするものでございます。

次に、議案第2号 松本広域連合火災予防条例の一部を改正する条例につきましては、関係法令の一部改正に伴い、所要の改正をするものでございます。

次に、議案第3号の財産の取得につきましては、通信指令システムの部分更新として、指令業務の中枢を担う最重要機器を更新するもので、24時間、365日の稼働体制の維持を目的とするものでございます。

また、議案第4号から第6号は、計画的な消防車両の更新に伴う財産取得で、梓川消防署安曇出張所に配置する消防ポンプ車及び高規格救急車、明科消防署に配置する水槽付消防ポンプ自動車、梓川消防署に配置する高規格救急車をそれぞれ1台ずつ取得するものでございます。

次に、報告第1号から第2号につきましては、地方自治法第179条の規定により専決処分したもので、報告第1号の平成30年度松本広域連合一般会計補正予算（第3号）は、消防車両の売却に伴うもの、報告第2号の平成31年度松本広域連合一般会計補正予算（第1号）は、備品購入費の増額に伴うものであり、それぞれ3月29日及び4月16日付で専決処分をいたしました。

以上、本日提案いたしました議案等につきましてご説明申し上げましたので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

なお、後ほど監査委員及び公平委員の人事案件を提案させていただきますので、あわせてよろしくお願い申し上げます。

○議長（村上幸雄） ただいま広域連合長から上程議案に対する説明がありました。

日程第10 議案に対する質疑（議案第1号から第6号まで並びに報第1号及び第2号）

○議長（村上幸雄） 日程第10、議案第1号から第6号まで並びに報第1号及び第2号の以上8件に対する質疑につきましては、発言通告者がありませんので、質疑は終結し、直ちに議案の委員会付託を行います。

ただいま議題となっております議案8件につきましては、一層慎重審議を期するため、お

手元にご配付いたしてあります委員会付託案件表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

本会議は委員会審査等のため休憩し、委員会審査終了後、直ちに再開いたします。

暫時休憩いたします。

午後 2時29分休憩

午後 4時20分再開

○議長（村上幸雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（村上幸雄） 最初に、報告事項を申し上げます。

常任委員会において正副委員長の互選が行われ、それぞれ決定されておりますので、ご報告申し上げます。

総務民生委員長に上條温議員、同副委員長に竹内秀太郎議員、消防委員長に西條富雄議員、同副委員長に塩原智恵美議員、以上のとおりであります。

日程第11 委員長審査報告（議案第1号から第6号まで並びに報第1号及び第2号）

○議長（村上幸雄） 日程第11、議案第1号から第6号まで並びに報第1号及び第2号の以上8件を一括議題として、委員長の報告を求めます。

最初に、総務民生委員長、上條温議員。

○総務民生委員長（上條 温） 総務民生委員会の報告を申し上げます。

委員会は、付託されました議案第1号 松本広域連合手数料条例の一部を改正する条例について審査いたしました。

本案は、本年10月1日からの消費税率の引き上げにより関係政令が一部改正されることに伴い、特定屋外タンク貯蔵所の設置許可申請に係る審査手数料の改定、手数料の免除に係る規定の整備を行うものであります。

審査において、一部委員から、消費税率引き上げに反対する立場から本案に反対する意見

があったため、起立採決を行った結果、可決すべきものと決しました。

以上で当委員会の報告といたします。

○議長（村上幸雄） 次に、消防委員長、西條富雄議員。

○消防委員長（西條富雄） 消防委員会の報告を申し上げます。

委員会は、付託されました議案5件及び報告2件につきまして審査いたしましたので、その結果についてご報告申し上げます。

議案第2号 松本広域連合火災予防条例の一部を改正する条例につきましては、異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第3号 財産の取得について（通信指令システム基本機器）、議案第4号 財産の取得について（消防ポンプ自動車）、議案第5号 財産の取得について（水槽付消防ポンプ自動車）及び議案第6号 財産の取得について（高規格救急自動車）、以上の4件につきましては、いずれも異議なく可決すべきものと決しました。

なお、議案第3号につきましては、指令システム更新に伴う切り替え時は、機能を停止させないよう十分留意する旨の要望がありました。

また、議案第6号につきましては、車両の十分な点検をするよう要望がありました。

次に、報第1号 平成30年度松本広域連合一般会計補正予算（第3号）につきましては、消防車両の売却・インターネットオークションに伴うものであり、異議なく承認すべきものと決しました。

最後に、報第2号 平成31年度松本広域連合一般会計補正予算（第1号）につきましては、消防車両購入費の増額に伴うものであり、異議なく承認すべきものと決しました。

以上を申し上げ、当委員会の報告といたします。

○議長（村上幸雄） 以上をもって、委員長の報告は終わりました。

委員長の報告に対し、質疑のある方の発言を求めます。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上幸雄） ないようでありますので、質疑は終結いたします。

次に、以上の案件に対し、意見のある方の発言を求めます。

意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上幸雄） ないようでありますので、これより採決いたします。

最初に、議案第1号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案について、委員長の報告のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(村上幸雄) 起立多数であります。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号から第6号まで並びに報第1号及び第2号の以上7件につきましては、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上幸雄) ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号から第6号まで並びに報第1号及び第2号の以上7件につきましては、委員長の報告のとおり可決及び承認されました。

日程第12 監査委員の選任について

○議長(村上幸雄) 日程第12、議案第7号 監査委員の選任についてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

菅谷広域連合長。

○広域連合長(菅谷 昭) ただいま上程されました監査委員の選任についてご説明申し上げます。

議会選出の小松洋一郎監査委員は議会申合せにより退任され、また花岡興男委員はこの7月13日をもって4年間の任期が満了となりますことから、新たに中村努氏、上條良久氏を選任しようとするものでございます。何とぞご同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長(村上幸雄) お諮りいたします。

ただいま上程されました議案第7号につきましては、直ちに採決いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上幸雄) ご異議なしと認め、採決いたします。

議案第7号 監査委員の選任については、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上幸雄） ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号はこれに同意することに決しました。

日程第13 公平委員会委員の選任について

○議長（村上幸雄） 日程第13、議案第8号 公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

菅谷広域連合長。

○広域連合長（菅谷 昭） ただいま上程されました公平委員会委員の選任についてご説明申し上げます。

松本広域連合公平委員会委員、三村尚志委員が去る6月20日付をもって辞職されたことから、新たな委員として北川直樹氏を選任しようとするものでございます。何とぞご同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（村上幸雄） お諮りいたします。

ただいま上程になりました議案第8号につきましては、直ちに採決いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上幸雄） ご異議なしと認め、採決いたします。

議案第8号 公平委員会委員の選任については、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上幸雄） ご異議なしと認めます。

よって、議案8号はこれに同意することに決しました。

日程第14 選挙管理委員補充員の選挙

○議長（村上幸雄） 日程第14、選挙管理委員補充員の選挙を行います。

本件は、平成31年2月15日開催の平成31年松本広域連合議会2月定例会にて実施した選挙管理委員補充員の選挙において当選した補充員1名が、その就任を承諾しなかったことから、地方自治法第182条の規定により、選挙管理委員補充員の選挙を行うものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法によることとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上幸雄） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法につきましては、指名推選の方法によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名し、また補充の順序についても議長において定めることとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上幸雄） ご異議なしと認めます。

よって、議長から指名いたします。

選挙管理委員補充員に、久保田朝夫さんを指名いたします。

なお、補充の順序は、第4順位といたします。

ただいま指名いたしましたとおり当選人と定めること及び補充の順序についてご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上幸雄） ご異議なしと認めます。

よって、久保田朝夫さんが松本広域連合選挙管理委員補充員に当選されました。

また、補充の順序は、第4順位とすることに決定いたしました。

ただいま当選されました久保田朝夫さんには、会議規則第32条第2項の規定により文書で告知することといたしますので、ご承知願います。

日程第15 閉会中の継続調査に付することについて

○議長（村上幸雄） 日程第15、閉会中の継続調査に付することについてを議題といたします。

総務民生委員長、消防委員長及び議会運営委員長から、お手元にご配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上幸雄） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

○議長（村上幸雄） 以上をもって、本臨時会に付議された案件は全部議了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、令和元年松本広域連合議会第1回臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

午後 4時33分閉会